記入上の注意

この教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書は、入所を希望する児童1人につき1部必要です。 記入の際は次の点に注意し、大船渡市役所子ども課の窓口に提出してください。

- 1 「申込区分」の欄は、新年度の利用申込にあたって、現在入所している施設の継続利用を希望する場合は「継続(同施設)」、現在入所している施設とは異なる施設への入所を希望する場合は「継続(転園)」にチェック(☑)してください。
- 2 「保護者(申請者)」欄の電話番号については、問い合わせに対応できる優先順に記入してください。
- 3 「利用を希望する施設名」の欄は、希望する順位に従い施設名を記入するとともに、その施設を希望する理由 (例えば、既に兄弟姉妹が利用しているため、一時預かりを利用しているため、距離が近いため等)を記入 してください。
- 4 「児童の世帯員」の欄については、同居している親族等の全員(世帯分離している方を含む)及び別居している申込児童の兄弟姉妹について記入してください。
- 5 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

(1)	就労	日常の家事以外の仕事をしている場合(月48時間以上が条件)
(2)	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 (就労内定を含む)
(3)	育児休業取得中	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合
	の継続利用	
(4)	妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合(産前・産後各8週)
(5)	就学	学校または職業訓練校に在学している場合
(6)	病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合
(7)	病人の看護等	同居の親族(長期間入院等をしている方も含む)を介護または看護している場合
(8)	災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合
(9)	虐待・DV	虐待や DV のおそれがある場合
(10)	その他	上記に類する状態にある場合

※ 保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている 方)が上記のいずれかの事情にある場合です。

(留意事項)

教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への入所については、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合 がありますから、あらかじめご承知ください。

問い合わせ先

大船渡市 こども家庭センター 保育係 (電話 0192-47-5200)